

# 大阪府がん対策基金企画提案型公募による がん対策貢献事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大阪府（以下、「府」という。）は、がんの予防及び早期発見の推進その他がん対策の推進に資するため、予算の定めるところにより、他の模範となるがん対策事業を自主的に行う活動をする民間団体（以下「団体」という）で、知事が適当と認める団体に対し、大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の補助事業、事業区分、対象経費及び補助率は別表のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請は、大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事の定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金算出内訳書（別紙1）
- (2) 所要額調書（別紙2）
- (3) 補助事業計画書（別紙3）
- (4) 要件確認申立書（様式第1-1号）
- (5) 暴力団等審査情報（様式第1-2号）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助事業者の要件の変更)

第4条 補助事業者は、交付決定の後に規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、その事実が発生した後速やかに、該当事項届出書（様式第1-3号）を知事あてに提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査、必要に応じて行う調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適当であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書又は添付書類等の補正に要する補

正期間は30日に含まない。

(経費配分の軽微な変更等)

第6条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、別表に定める補助対象経費の項目ごとにかかる経費の20%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助事業の目的、内容等に支障をきたさない程度の変更とする。

3 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとする者は、大阪府がん対策基金企画提案公募によるがん対策貢献事業補助金補助事業経費配分(内容)変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

4 規則第6条第1項第3号に規定する承認を受けようとする者は、大阪府がん対策基金企画提案公募によるがん対策貢献事業補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(規則第6条第2項の規定による条件)

第7条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の遂行に関して、検査を行うことがある。

(2) 補助事業の用途を明らかにするため、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、他の経理と区分し、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しなければならない。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることとし、その財産を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 知事は、事業者が規則第19条に規定する財産を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

(5) 目的外に補助金を使用した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(6) 補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付の申請の取り下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して15日以内に限り、当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金補助事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に(同条後段の規定により提出する場合には、当該会計年度の翌年

度の4月10日まで、また規則第6条第1項3号により事業の廃止の承認を受けたときには、当該承認の通知を受理した日から7日以内)、知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金補助事業収支精算書  
(様式第6号)
- (2) 事業の成果物(報告書や活動状況の写真、チラシ等の配布物など)
- (3) 補助の対象となる経費の支払いを証明する書類(領収書の写し等)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(書類等の検査)

第10条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めるときは、事業者に対して報告又は関係書類の提出を求め、あるいは帳簿等を検査することができる。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

ただし、知事は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付する。

2 前項ただし書の規定による補助金の交付を受けようとする者は、大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金交付請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。ただし、補助額の全額を補助金の額の確定後に交付を受けようとする場合は、請求書の提出を省略できるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第19条第4号及び第5号の知事が定める財産並びに規則第19条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年8月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年10月22日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年10月30日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月26日から施行する。
- 5 この要綱は、令和元年6月12日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年5月31日から施行する。
- 7 この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

別 表

大阪府がん対策基金がん対策貢献事業補助金交付基準表

1 補助事業名	2 事業区分	3 補 助 対 象 経 費	4 補 助 率
大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業	第3期大阪府がん対策推進計画に記載する取組みから選定 ※(1)	報償金・賃金、旅費、消耗需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料、広告料）、使用料及び賃借料、委託費、備品購入費（ただし、食事代、会員への手当て、団体の運営費、その他補助対象事業との関連性がない経費を除く。）	補助対象経費の10／10 補助上限額は別途定める ※(2)

※(1) 及び ※(2) 事業区分及び補助上限額は、大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業実施要領において、年度毎に定める。